

Q 5 5 地区と協定を結んだ企業の避難場所はどこにありますか。

A 5 5 地区との協定により企業が提供する避難場所は、受け入れ可能人数に限りがあり、協定を結んだ地区や自治会住民のみが避難できる場所です。

協定の締結を考えている地区や企業などの方は、危機管理課（0776-20-5234）までご連絡ください。

なお、県のホームページにて、地域・企業防災連携推進事業により、地区への避難場所の提供に協力している企業について掲載されています。